

京都市立東山泉小中学校
校長 今津 敏一

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都府南部」又は「京都・龜岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5時間目（西学舎 午後1時55分 東学舎 午後1時25分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

2 暴風警報

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合・・・平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合・・・3時間目（午前10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合・・・5時間目（西学舎 午後1時55分 東学舎 午後1時25分）から始業
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業

- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまでは、下校を見合わせ、学校に留め置くこととします。

※ 配信メールやホームページ等で、「学校に留め置き」、「外部の避難場所への移動」、「保護者への引き渡し」等の連絡をします。

※非常時下校の場合、1年生から6年生については、年度当初にご記入いただいている「引き渡しカード」「個人カード」に基づいて対応します。ご記入いただいている内容から変更があった場合は、速やかに担任までお知らせください。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。